

令和2年第4回辰野町議会定例会会議録（17日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和2年6月17日 午前10時00分

3. 議員総数 12名

4. 出席議員数 12名

1番 吉澤光雄 2番 向山光

3番 瀬戸純 4番 舟橋秀仁

5番 松澤千代子 6番 山寺はる美

7番 樋口博美 8番 池田睦雄

9番 津谷彰 10番 矢ヶ崎紀男

11番 小澤睦美 12番 岩田清

5. 会議事項

日程第1 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて

辰野町税条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第16号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を

改正する条例について

日程第3 議案第17号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例について

日程第4 議案第19号 辰野町税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第20号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第21号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第22号 辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条

例について

日程第8 議案第25号 令和2年度辰野町一般会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第27号 令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 請願・陳情についての委員長報告

日程第11 追加提出議案の審議について

議案第30号 令和2年度辰野町一般会計補正予算（第5号）

議案第31号 令和元年度（繰越）辰野中学校第二体育館改修工事請負契約の変更について

- 日程第 12 議員提出議案の審議について
- 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- 発議第 2 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 発議第 3 号 地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書の提出について
- 発議第 4 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 発議第 5 号 エssenシャルワーカーへの手厚い支援を求める意見書の提出について
- 日程第 13 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第 14 議員派遣について
- 日程第 15 議員提出議案の審議について
- 発議第 6 号 県立高校の第 2 期再編にあたっては、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の意見を十分に聞いてすすめるよう求める意見書の提出について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男 副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳 総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹 住民税務課長	竹 村 智 博
保健福祉課長	小 澤 靖 一 産業振興課長	赤 羽 裕 治
建設水道課長	宮 原 利 明 会計管理者	中 村 京 子
こども課長	菅 沼 隆 之 生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝	

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 原 高 広
議会事務局庶務係長	田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番 池 田 睦 雄

議席 第 9 番 津 谷 彰

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第 4 回定例会、第 17 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。ただ今、地震速報が入ったようですけれども訓練でございますので議会の方は続けたいと思います。

日程第 1、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例について、日程第 2、議案第 16 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 3、議案第 17 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 4、議案第 19 号、辰野町税条例の一部を改正する条例について、日程第 5、議案第 20 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について、以上 5 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (向山)

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第 12 号、第 16 号、第 17 号、第 19 号及び第 20 号についての審査状況を報告いたします。6 月 10 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当課長等出席の下、慎重に審査を行いました。議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正が公布されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正するための専決処分を行ったことから、議会の承認を求めたものであります。改正内容は大きく分けて住民税関係、資産税関係、町たばこ税関係、税全般の 4 つになります。住民税関係では従来の寡婦控除をひとり親控除に改正することによって、婚姻歴の有無や性別による不公平を解消するものです。資産税関係では登記簿上の所有者が死亡などによって所有者不明となっている土地について、その土地の使用者を所有者とみなすための改正です。町たばこ税関係では、紙巻たばこに類似した軽量の葉巻たばこの税率を紙巻たばこ 1 本と同率に換算するとともに、激変緩和

措置を設けるものであります。税全般では、市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金と延滞金の率を引き下げること、また、法人の連結納税制度の見直しに伴う改正が主なものであります。資産税に関する質問に対し、「1. 相続登記がされない場合については、相続人全員に連帯納税義務があることから、相続人の内から代表を選んでもらうなどしている。2. 使用者の特定について、使用者が複数ある場合にも全員に連帯納税義務がある。3. 相続人調査をして、その上で相続人が不明という事例はまれである。4. 所有者、使用者とも不明という事例は現在においては少ない。5. しかし「ただ物を置いてあるだけ」というような場合に、使用者として課税することについては判断が難しい。6. 相続人がおらず、使用されずに放置されている土地が増えていく傾向にあり、そのような事例には今回の改正でも対応できない」等の答弁がありました。議案第 16 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第 17 号、辰野町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、辰野町において令和 2 年 4 月 1 日から職員の育児短時間勤務を制度化したことに伴い、それぞれ勤務時間・休暇、給与について条例で定めるものであります。関連することから併せて審議を行いました。細部について、1. いわゆる正職員へ適用されるものであり、会計年度任用職員へは適用されないこと。2. 夫婦で育児短時間勤務をすることができること。3. 1 週間当たりの勤務時間は 19 時間 25 分から 24 時間 35 分の間の 4 つの勤務形態となり、職員の希望によって設定することができ、曜日ごとに異なる時間帯の設定も可能であること。4. 年次有給休暇の取得可能日数は勤務時間に応じて換算すること。5. 給料月額や管理職手当などは勤務時間に応じて支給され、扶養手当、住居手当等はフルタイム勤務時と同額が支給されること等の説明がありました。質疑の中で、「1. 4 月の制度施行以降、職員から問い合わせはあったが育児短時間勤務をしている職員はいない。2. すでにある部分休業や育児休業の制度に加え、職員の子育てに際しての勤務の選択肢を広げる意味合いがある。3. 職員としては最大 2 時間までの部分休業を選択することが多いと思われる。4. フルタイム職員も含めて、時差出勤の制度化について検討中である」等の答弁がありました。議案第 19 号、辰野町税条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、税制上の支援策を講ずるために、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正するものです。改正内容は大きく分けて住民税関係、資産税関係、軽自動車税関係、税全般の 4 つになります。住民税関係では、行事や公演等のイベントの中止に

よる入場料等の払い戻しを受けなかった場合に、その金額を寄付金控除として適用すること、また昨年の消費税に対応するための住宅借入金特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の拡大によって建築工事が遅れ、住宅への入居が今年12月以降になった場合にも適用するものです。資産税関係では中小事業者が行う生産性向上特別措置法に基づく先端技術の導入・設備投資に関して、特例措置の対象を従来の機械装置などに加えて新築の家屋、構築物に拡大する改正です。軽自動車税に関しては、昨年度から始まった環境性能割の軽減税率の適用期間を6箇月間延長するものです。税全般では、徴収猶予に関して新型コロナウイルス感染症による場合の特例として、担保や延滞金を不要とする改正です。寄付金控除についての質問に対しては、「税務署から指定を受けて、対象となるイベント主催者が発行する証明書を添付して確定申告を行うことになる」との答弁でした。議案第20号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例については、議案第19号と同じく新型コロナウイルス感染症の拡大に関し、税制上の支援策を講ずるためのもので、主に先端技術の導入に関する特例措置の拡大を都市計画税にも適用するものであります。質問に対して、「1. この先端技術の導入については3%以上の生産性向上が求められ、国から補助金が出る。2. 辰野町においては既に7件が該当している」との答弁でした。以上総務産業常任委員会に付託された条例審査5件については、採決の結果全て委員全員一致で、それぞれ承認、可決すべきものと決しました。以上委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて、専決第12号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。

次に議案第 16 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 17 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 19 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 20 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 6、議案第 21 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議案第 22 号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、以上 2 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長 (瀬戸)

本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第 21 号と 22 号についての審査状

況を報告いたします。6月10日午前9時から福祉教育常任委員会室において、委員全員が出席し担当課長、担当係長に内容説明を求め慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。議案第21号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由は新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等にかかる、傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、条例の一部を改正したいとのことです。説明では、国民健康保険条例の中には病気やけがを負った時に支払われる傷病手当金の支給がないので、今回新型コロナウイルス感染症に感染した時と、発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者である給与所得者で、仕事をすることができなくなったものに対して、傷病手当金を支給するとのことです。質疑では「代理申請や完治後の事後申告でもよいのか、また症状が重篤化し死亡した場合は、家族が受け取れるのか」との質問に対し、「代理申請・事後申請どちらもできる、被保険者が死亡した場合は家族が受け取れる」との答弁でした。「給与所得者の人数は」との質問に対し「アルバイトの方なども含めて1,400人いる」との答弁でした。「自営業者やフリーランスは支給の対象外だが、支給対象者は自治体で決めてよいことになっている。自営業者やフリーランスへの対象者拡大の考えはあるか」との質問に対し「国の特別給付金分の範囲内で行う。対象者拡大は言えない」との答弁でした。次に議案第22号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は、長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者の、傷病手当金の支給にかかる申請書の受付に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したいとのことです。説明では、後期高齢者医療には傷病手当金の支給がなかったため、今回新型コロナウイルス感染と発熱等の症状があり、感染疑いがある給与の支払いを受けている被保険者について、傷病手当金を支給することになった。その支給にかかる申請書の受付を辰野町で行うために、条例へ追加するとのことです。質疑では「町で行っている後期高齢者医療に関する事務との違いはあるのか」との質問に対し「業務が追加されるだけ」との答弁でした。「年金だけの収入の方も多と思われるが支給対象者は」との質問に対し「年金以外に給与の支払いを受けている人が対象」との答弁でした。福祉教育常任委員会へ付託された議案2件は、採決の結果、両議案とも全員一致にて可決すべきものと決しました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 21 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 22 号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。日程第 8、議案第 25 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。これより、質疑、討論を行います。ありませんか。

○樋口（7 番）

補正予算について質問をさせていただきます。12 ページのですね、地域おこし企業人交流プログラム事業について、質問をさせていただきます。この事業を導入することによってですね、この事業の内容についてまた何を期待しているのかをご説明いただきたいと思います。それからもう 1 点、16 ページのですね、森林管理事業につきまして、この委託の内容についてご説明をいただきたいと思います。そしてこの委託の目的またこの成果について、今後どのように事業展開をされていくのかご説明をいただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは、樋口議員のご質問の最初の点、地域おこし企業人交流プログラム事業の内容とそれと町の求める期待についてですね答弁をさせていただきます。本事業につきましては国、総務省所管の事業でございます制度、かいつまんでご案内申し上げますが、三大都市圏に所在する企業の社員が、そのノウハウや知見を生かし一定期間

最長3年間ですけれども、地方自治体において地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事することで、地方と企業が協力して地方圏への人の流れを創出できるよう、その取り組みに国が支援するという事業でございます。町がどのような期待をこめてこの事業の導入に至ったかにつきましては、4点ほどありますがまず女性の活躍支援、シニア活躍支援の1点でございます。町内において女性、特に若い世代、子育て世代が働きやすい職場環境の整備ですとか、出産・育児・子育てなど家庭生活と仕事を両立できる環境整備、多様な人材の活躍の支援という点について企業人の支援をいただきたいと。2つ目に雇用の創造事業の展開ということで、テレワークですとかサテライトオフィス、リモートワークなどへの動きが急速に進もうとしている中で、辰野町におきましてもそうした環境を整備することで、女性が働きやすい新たな雇用スタイルを作り出そうということでございます。3つ目はですね、住民へのキャリア教育就業支援コミュニケーション支援という点でございます。中学生から高校・短大生までのですねキャリア教育や就業支援、またコミュニケーションのスキルの向上をですね期待をすることでございます。最後にITテレワーク業務の支援という点でございます。ITというものを女性の活躍ですとか、雇用の創造などへのそのひとつのツール、道具として取り入れ生かしていくと、そういった点について期待をしているところでございまして、上記に関する業務は幅広くさまざまな組織や団体に対して、横断的に活動をしていただくことでですね実現に向けて、最長3年間の中で活動していただきたいということと、もう1点、今般立ち上がりました町の女性活躍推進プロジェクトについてもですね参画をいただくというような盛りだくさんの期待をこめて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○産業振興課長

それでは2点目の森林管理事業の委託料につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず内容でございます。この委託料につきましては、項目2つ記載させていただいてございます。この元となるものは森林環境譲与税でございまして、そのうえの林業事業費の委託料1,851万3,000円を、新たな森林管理事業ということで項目を立てまして、この6月議会で補正をさせていただいて新たに作りました。まず森林整備委託料でございますけれども、こちらにつきましては今年度になりまして、森林環境譲与税の使い方が、近年多く見受けられる森林内における風倒木等による災害等を未然に防ぐという中で、風倒木また雪害による倒木等あった場合について、早

いうちにそちらの処理をとということもできるという費用として見込まれるという中で、まず森林整備委託料ということで、その状況的な部分を新たに設けさせていただきました。もう1点、森林経営管理制度向上委託料でございます。こちらにつきましては本年度、先ほどの金額すべてをこちらの方へ費やす予定でございましたけれども、今申し上げましたように森林整備委託料ですとかこの後にあります工事請負の関係また負担金という流れの中で分けまして、今年度林地台帳というものを新たに作るということで進める中で、1年でできない部分を今年度と来年度に分けて2箇年で、今回は分けてやるということでやったわけでございます。目的につきましては、平成29年度に森林法が改正されまして、林地台帳を整備するという流れの中で、整備等が始まっているわけでございます。ただし林地台帳自体が実際の現況とはなかなか即さないという中で、今1番林務分野で使っております林班図といいますか、これもおおよその位置的なものと所有者等を見比べれるといいますかできる帳簿でございますけれども、そちらの方と公図をですね重ね合わせることによって、おおよその部分で森林所有者をそこで確認をしたいというわけでありまして、こちらについては今回の森林経営管理制度における今後ですね森林所有者へのアンケートを実施する際にですね、できるだけ森林所有者が正しい範囲の中でアンケートが送れるということを目的としておりまして、数年後になろうかと思っておりますけどそれに向けての準備段階として今年度からそちらの林地台帳整備をするために設けられたものでございます。最終的にはその台帳によって、今申し上げましたようにそれぞれ私有林の所有者に、そちらから精査したところについてアンケートを送るためのものでございます。以上です。

○議長

よろしいですか。他にありませんか。山寺議員。

○山寺(6番)

同じページのですね、16ページの農業振興事業のことについてですが、これの負担金の農地中間管理推進事業費負担金と農業次世代人材投資事業交付金について詳しく説明お願いいたします。

○産業振興課長

はい。まず最初に農地中間管理推進事業費の負担金でございます。こちらにつきましては、簡単にいうと農地バンク事業をやっているわけでございます。そちらについて農業再生協議会の方に委託をすべてしているわけでございますけれども、今までは

予想される面積に対して、県の団体から交付金等もあって、その中でそちらの方で事業をしていただく臨時の方がいらっしゃるわけですが、そういう方たちの賃金を賄っていたわけですが、昨年途中からですね実績によるという数字を出てくる中でですね、実際実績等がなかなか先行して集積等のこの事業部分が進められておりますので、なかなか実績が上げられないという中で上位団体からの来る負担金が減ってしまっております。そちらの部分について町としては単費で負担していこうという部分の負担金でございます。もうひとつの農業次世代人材投資事業の交付金でございます。こちらは先日までございますけれども、青年等就農計画ということですね、新たに認定農業者という形で、お二人といいますかお一人とご夫婦の方がこちらの方で就農計画を上げられて認定をされました。そちらの皆さんにですね、今後5年にかけてそれぞれ県の方から助成がくるという部分でありますので、その方たちの分375万、収入については8ページの方に記載がございますので、そちらの方をトンネルといいますか町の方を經由してお支払いをするという交付金でございます。以上です。

○議 長

他にありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第25号、令和2年度辰野町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号、令和2年度辰野町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。日程第9、議案第27号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。瀬戸議員。

○瀬 戸（3番）

歳出の方の傷病手当なんですけれども、50万円ということなんですけれども、この立てた金額の内訳といいますか、予定の人数などわかったら教えていただければと思います。

○住民税務課長

はい。ただ今のご質問にお答えいたします。社会保険の加入要件賃金であります88,000円というものを基に算出してございます。1日あたりの支給額でございますが、

支給を始める日の属する月以前の直近の3箇月の給与平均ということになります。それの3分の2という額になりますので、88,000円の3箇月それと日数に3分の2をかけております。現在14日を9人分ということで見積もっております。以上です。

○議長

他にありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第27号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。日程第10、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会への付託となりました、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、向山光議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（向山）

本定例会初日に当委員会に付託されました、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」の審査結果を報告いたします。6月10日午前10時30分から、総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎重に審査を行いました。提出者は、長野県町村議長会、会長下平豊久氏。趣旨は、地方議会における議員のなり手不足が深刻さを増す中で、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のために、地方議会議員の厚生年金制度加入への法制度の整備を早期に実現するよう、国への意見書提出を求めるものであります。議員に関する年金制度は、平成の大合併等によって地方議会の議員が大幅に減ることになり、年金制度が維持できなくなったことから、平成23年に廃止になったものであります。討論の中では、他の市町村の中では「厚生年金に加入する場合には使用者負担分として市町村が公費負担することになり、新たにそのような負担増をさせるべきではない」との意見があることも紹介されました。しかし「若い世代が議員となるための一つの保障として、老後の生活への不安を低減させていくために、新たに厚生年金に加入することを制度化することは重要である」との意見で一致しました。以上のことから、全員一致で採択すべきものと決しました。以上です。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」について質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。次に福祉教育常任委員会へ付託となりました、請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書、請願第8号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書、陳情第9号、県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いて進めるよう求める陳情書、陳情第10号、国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書、以上4件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、瀬戸純議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(瀬戸)

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました請願7、8号及び陳情9、10号の4件について、6月10日午前9時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。請願第7、8号及び陳情第9号については請願・陳情者から請願・陳情理由の説明及び傍聴したい旨の申し出がありましたので許可いたしました。以下その概要を報告いたします。請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書、提出者、辰野町公立学校教職員組合、代表者単組執行委員長、村澤陽介氏、紹介議員、津谷彰議員。審査の冒頭、辰野町公立学校教職員組合、書記長、渡邊秀吏氏から説明を受けました。請願の趣旨は、義務教育費国庫負担制度とは、義務教育無償化の原則に則り国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。教育とは地方自治体の努力で行

うことではなく、また地方自治体の財政の規模により教育の格差拡大が懸念される事態になっている現在、国庫負担率を2分の1へ再び戻し、教育水準の維持、向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう制度の堅持、拡充を求めるものです。審査における意見では、国の責任で教育にお金をかけるのは当然、2分の1に戻すべきだ、国庫負担金は一般財源化され地方交付税として配分される、国は教育に使うお金とわかるようにすべきだ、子どもの教育にはしっかりお金をかけてほしいとの意見が出されました。審査の結果委員全員一致で採択とし、意見書を提出することに決めました。次に請願第8号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書、提出者、長野県公立学校教職員組合、代表者、単組執行委員長、村澤陽介氏、紹介議員、津谷彰議員。審査の冒頭、辰野町公立学校教職員組合、書記長、渡邊秀吏氏から説明を受けました。請願の趣旨は、すべての子どもに行き届いた教育を実現するため、国の責任による一刻も早い35人学級の実現と、それに伴う教育予算の増額を求めるとしたものです。また長野県では、県や市町村は独自に教員を配置するなどして複式学級の解消に努めている。地方自治体の財政負担は大きく児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育が保障されるために、国が責任を持って教員を配置するよう複式学級の学級定員の引き下げを求めるものです。審査における意見では、今回の新型コロナウイルス感染症により子ども一人ひとりの心のケア等がますます大切になっている、少人数学級になれば先生の目が届きやすくなる。2. より少人数で子どもに寄り添う体制を作ることが必要、20人以下学級でもよいと思う。3. 同じ先生なのに教諭と講師の差があってはいけないとの意見が出されました。審査の結果、委員全員一致で採択とし、意見書を提出することに決めました。次に、請願第9号、県立高校の第2期再編を進める長野県教育委員会に対し、コロナ禍の中で拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるように求める陳情書、提出者、高校再編を考える上伊那の会、代表者、代表、宮下与兵衛氏。審査の冒頭、高校再編を考える上伊那の会、事務局、窪田逸巳氏から説明を受けました。陳情の趣旨はコロナ禍の中しっかりと住民に高校再編の説明ができない状況下で拙速な決定はすべきでない。「地域の声を反映した」とするが、3会場での懇談会参加者だけで地域の声を聞いたことにはならない。地域懇談会は高校再編の意見を言う場ではなく、高校の学びについて考える懇談会であり、懇談の中で「少人数学級にして今ある高校の存続を」の声が圧倒的に多かった。県の計画では、普通科の学校統合で普通科の募集人員減少や職業科の統

合で総合学科高校・総合技術高校になることは、今まで培われてきたつながりや地域の技術力の損失にもつながりかねない。すでに総合学科制を実施している高校への入学希望者は減少傾向にある。統合再編を進めるよりも、今ある学校で少人数学級を実現させるべきとの考えから、コロナ禍の中住民の声を十分聞くことのできない拙速な決定を行わず、十分意見を聞く機会を設けることと、統合再編よりも少人数学級を進めることを踏まえた決定になるよう十分検討することを求めるものです。審査における意見では、1. 地域住民の意見を聞く懇談会は3回開催している、また、9回開催された上伊那協議会のたびに新聞報道等をとおして説明は十分しているので反対。2. 少人数学級の要望が本当に多いのか疑問なので反対。3. 主役であるはずの地域子どもたちに高校再編への意見を聞いていない、将来に関わることを拙速に進めるべきではないし、新型コロナウイルス感染症で子どもへのサポートがより必要になった、高校こそ少人数学級が必要なときだと考える。4. 6月16日、22日に長野県教育委員会からの説明会がある。今回は継続審議とすべきではないかとの意見が出され、継続審議について表決をとったところ、賛成1、反対4と賛成少数だったので、陳情原案について表決をとり、結果、賛成1、反対4で不採決と決しました。次に、陳情第10号、国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書、提出者、上伊那社会保障推進協議会、代表者、小林伸陽氏、陳情の趣旨は、昨年9月26日厚生労働省は全国の公立・公的病院のうちの424病院名を公表し、その廃止や一部診療科をほかの病院へ移すなどの再編・統合計画を進めると発表し、長野県内は15病院が名指しされました。重傷者向け高度急性期、一般的な手術を行う急性期に対応できる病院を対象に調査を行い、特に診療報酬の少ない、あるいは診療実績が類似かつ近接で20分以内の距離に競合する病院があるなどの基準を設けた。この基準は地域の医療事情を無視したものといわざるを得ません。公立・公的病院の統廃合は、地域での役割や地方における医療の実態をさまざまな角度から慎重に検討する必要がある、さらに命に直結することから地域住民の十分なコンセンサスを得ることが大前提である。地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを求めるものです。審査における意見では、1. 地方により医療事情はちがう、国の基準で一律に減らすのはおかしい。2. 民間の医療機関が減ってきている辰野町で、公立病院は重要、身近な公立病院は必要。3. 経費削減は一理あるが、地域の状況を考えて決めるべきだ。4. 新型コ

コロナウイルス感染拡大等の不測の事態に対応できるよう医療機関は減らすべきではないとの意見が出され、審査の結果、委員全員一致で採択とし、意見書を提出することに決しました。委員会における請願2件、陳情2件の審査結果は以上のとおりです。以上委員長報告といたします。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、請願第7号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に請願第8号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、請願第8号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり採択と決しました。次に陳情第9号、県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書についての質疑を行います。ありませんか。質問ですか。ちょっと待ってください。質疑を先に受け付けます。よろしいですか。次に討論を行います。吉澤議員。

○吉 澤（1 番）

陳情不採択の委員長報告に反対し、陳情の採択を求める討論を行います。今年 3 月に県教委が示しました、再編整備計画の内容と来年 3 月までに再編案を決めるという進め方には大きな問題があると考えます。伊那北と弥生を統合し、総合学科校と総合技術校を新設するという再編案が進められれば、伊那北、弥生、上農、駒工、赤穂 5 校の廃校と辰野高校からの商業科削減が避けられません。新設校を作る場合、既存校の統廃合と改変を前提としているからです。高校の名称にあえて県立が入っていないように、上伊那の各高校は南北に長い上伊那の地理的条件のもとで、地域に支えられ地域とともに歩んできました。長野県の町村会は昨年 8 月県教委に対して、高校再編に際しては地元の意見を聞き合意を得ることと要望しています。当然で重要な要望だと思います。辰野高校から商業科をなくしてもよいという町民声があるのでしょうか。この点でも再編案には大いに問題があると考えます。また新設するという総合学科校について、既存の総合学科校では入学希望者の減少が進み定員割れしています。普通科でも専門科でもない総合学科校は次の進路につながりにくいとマスコミでも問題が指摘されております。そもそも今なぜ再編なのか、県教委の予測では上伊那の中学校卒業者は今後 7 年間で 100 人、高校 1 校 1 学年あたり 10 人程度の減少です。生徒減少を理由に今、再編を急ぐ必要はないと考えます。文部科学省は経済財政諮問会議に提出した資料で、学級規模が小さいほど生徒の学習態度がよく、授業が充実し理解が深まって学習意欲が増すと詳細なデータを示して少人数学級の優位性を示しています。全国高等学校の PTA 連合会は 36 人学級を、全国高等学校校長会は 35 人学級を求めています。欧米の高校の標準は 30 人以下学級です。高校再編上伊那協議会が開催した住民懇談会で出された意見も再編賛成が 8 人に対し反対が 23 人、そして少人数化して今の学校の継続を求める意見が 97 と圧倒的でした。現在新型コロナ対応で必要な距離を確保して授業するには、1 クラス 20 人が必要だとも言われています。教育はその子がわかるようにその子の状態に合わせて進める、そして一人も落ちこぼれを生まないような集団で進めていく、それが基本ではないかと思います。そういう点では先ほど採択されたように、本議会に提出された請願第 8 号のとおり今の高校教育の課題解決のためにはまず 35 人学級にしていくと、その上でさらに状況が変わり再編の検討が必要になった段階で再建は検討すると、そのように進めるべきではないかと私は考えます。また今の再編の進め方についても問題があると考えます。大きな政策の変更ですから

当然メリットもあればデメリットもあるはずですが、それが昨日の説明会で聞いても再編のバラ色の未来を示すだけで、大規模校3校作るためにどのくらいの費用がかかるのか、その場合のデメリットや課題は示されていません。また、多くの要望がある少人数の可能性についての検討した結果もそのメリット、デメリットについての情報も示されていません。住民の疑問や要望に答えた情報を示して検討を進めるべきではないでしょうか。一昨年12月、辰野町議会は上伊那の高校再編を早急に進めないよう求める要望書を全会一致で議決しています。その後の経過は住民による検討や意見集約が十分に行われたとはいいがたいと考えます。問題や解明すべき点が多い再編案を基に、コロナ禍で住民の意見交換が制約される中で、来年3月までと期限を区切って結論を出すのは拙速と言わざるを得ません。よって陳情書にあるように、高校再編について拙速な決定を行わず、十分意見を聞く機会を求めることは必要不可欠であると考え、委員長報告に反対し陳情の採択を求めるものです。

○議長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可します。津谷議員。

○津谷(9番)

私は、今定例会にて提出されております陳情第9号に対しまして、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。コロナ禍の中での拙速な決定は行わず、住民の声を聞いて進めるとありますが、長野県教育委員会はそもそも今般のコロナ禍において拙速な決定を考えておらず、県高校再編推進室、樋口補佐に実際に5月25日に確認をとりましたところ、7月の県教委の定例会での決定はしないことを話されておりました。また6月10日の県教委定例会後に原山教育長は、丁寧に地域で協議をして進めるため延期が必要だと判断した、充実した議論を持ってしっかりした計画を作りたいと明言しております。5月に予定していた再編整備計画1次案の住民説明会も感染症拡大予防において延期し、8区においては昨日16日そして22日、6区においても18、19日と配慮をした予定をしていることから、コロナ禍での拙速な決定はしていない。さらに陳情書の内容において、統合再編よりも少人数学級にすることで今の高校を存続しての声が圧倒的に多かった、3会場97名とあります。またこのことにこそが地域の声であると明記をされておりますが、具体的に何名の方に聞いたうえでの97名が圧倒的に多かったのか、あらゆる立場からの地域住民の声がそう望んでいるのか不明であり、まったくの根拠にならないことなど、以上の理由から本陳情に対し反対し不採択

が妥当と考え委員長報告に賛成いたします。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第9号、県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について起立により採決したいと思います。原案について起立により採決をしたいと思います。陳情第9号、県立高校の第2期再編をすすめる長野県教育委員会に対して、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の声を聞いてすすめるよう求める陳情書を採択するに賛成の方、原案を採択するに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立6名)

○議長

起立多数です。よって陳情第9号は原案のとおり採択することと決定しました。ここで原案賛成多数で採択されましたので、意見書を提出についての協議のため、暫時休憩といたしたいと思っております。休憩時間は11時20分までとしたいと思っておりますので、暫時休憩よろしくお願いたします。時間までにご集合ください。11時20分でございます。

休憩開始 10時 59分

再開時間 11時 21分

○議長

再開いたします。ただいま瀬戸純議員から発議第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第15として議題にいたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

それでは、発議6号を追加日程15として議事を進行いたします。陳情第10号、国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書について質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第 10 号、国に対して「地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり採択と決しました。次に日程第 11、追加提出議案の審議について、議案第 30 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 2 年度辰野町一般会計補正予算(第 5 号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は指定管理施設事業継続負担金、職員採用試験負担金の追加、小中学校給食備品の購入を目的としたものであります。補正総額は 5,367 万 6,000 円の追加で、予算総額は 111 億 2,971 万 3,000 円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰入金及び繰越金の増額であります。歳出につきましては総務費では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業した町の指定管理施設について休業中の施設維持等にかかる経費と、営業再開後の感染防除対策費用を負担する指定管理施設事業継続負担金と、職員採用試験の方式変更による職員採用試験負担金の追加であります。教育費では故障した西小学校の冷凍冷蔵庫と辰野中学校のガス回転釜の購入費の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 30 号、令和 2 年度辰野町一般会計補正予算(第 5 号)を採決いたします。山寺議員。

○山 寺

この指定管理のことなんですが、指定管理はどここの市町村でもやっていると思うんですけど、国へのコロナの支援としての国への働きかけはどう行ってますでしょうか。

○総務課長

お答えしたいと思います。指定管理施設につきましてはご存知のとおり、長野県の休業要請に伴う支援金等の対象にはなっておりません。そういった中で市町村によっては補助といった形で支援をする場合ですとか、当町の場合ですと負担金ということで支援をしているところでございます。これについて指定管理施設についてもやはり新型コロナの影響大きいですので、町村会また市長会等でそういった支援の対象になるようにということで、要望あげているところですが具体的に国の方から方針はまだ示されていない状況であります。以上です。

○議 長

よろしいですか。山寺議員。

○山 寺

それじゃあ国からの助成は、まだ受けられるかどうかわからないってことですか。これは大体いつごろまでにわかることでしょうか。

○総務課長

ええとですね、今お答えいたします。今お話をしました要望について、あくまでも要望ということですので、いつをもって回答をしていただけるというような内容ではございません。いずれにしましても町としましては、この指定管理施設については町民の皆さんの福祉のために必要な施設というふうに考えておりますので、あくまでも財政措置の方は要望はしてまいりますけれども、これがなくても負担すべき施設というふうに考えております。以上です。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第30号、令和2年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 30 号令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）は原案のとおり可決されました。議案第 31 号、令和元年度（繰越）辰野中学校第二体育館改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 31 号、令和元年度（繰越）辰野中学校第二体育館改修工事請負契約の変更について変更内容を申し上げます。令和 2 年 5 月 11 日に締結しました、令和元年度（繰越）辰野中学校第二体育館改修工事請負契約に変更が生じたため、議会の議決を求めるところでございます。契約金額について 1 億 945 万円を 1,469 万 6,000 円増額し、1 億 2,414 万 6,000 円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更はありません。以上変更内容を申し上げます。工事内容につきましてはこども課長から説明申し上げますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○こども課長

それでは工事の変更内容について申し上げます。議案第 31 号、辰野中学校第二体育館改修工事の変更内容については、1 階のフロアと部室の床合わせて 514 平方メートルの張替えと換気口 3 箇所を新設、それから点検口 2 箇所あるところを取替えの増工となります。また部室や器具庫の扉 5 箇所も合わせて改修をいたします。なお工期については、当初契約どおり 9 月 30 日で変更はありません。工事の内容については以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。樋口議員。

○樋 口

すいません。今の工事内容につきまして予算計上したかと思えますけれども、その予算の見積もり等はどのようにされたのかお聞きしたいと思います。

○こども課長

当初ですね、大まかな設計ということで 1 階のフロア、それから扉等も合わせて予算を計上しました。その後ですね、実際に設計するにあたりまして少しでも金額を抑えたいということで、設計業者さんが決まった折にですね再度精査しまして、契約の段階では精査した金額で契約をさしていただいたということでですね、予算の段階は

当初の最初の見積もりどおりを計上しておりましたので、変更はないということです。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかにありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより議案第31号、令和元年度（繰越）辰野中学校第二体育館改修工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号、令和元年度（繰越）辰野中学校第二体育館改修工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。日程第12、議員提出議案の審議について、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

（発議第1号朗読）

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（議場 起立11名）

○議長

起立多数です。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。次に発議第2号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

（発議第2号朗読）

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立11名)

○議長

起立多数です。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。次に発議第3号、地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第3号朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第3号、地方における公立・公的病院の国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことに関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(議場 起立11名)

○議長

起立多数です。よって発議第3号は、原案のとおり可決されました。次に発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第4号朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第4号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立11名)

○議長

起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。次に発議第5号、エッセンシャルワーカーへの手厚い支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。ここで提出者であります、瀬戸純議員より趣旨説明を求めます。瀬戸議員。

○瀬戸(3番)

それではエッセンシャルワーカーへの手厚い支援を求める意見書の提出について、趣旨説明を行いたいと思います。エッセンシャルワーカーとは、人々が日常生活を送るうえで欠かせない仕事を担っている人といわれ、新型コロナウイルス感染の最前線で働いている医療従事者、そして高齢者施設や介護施設の職員、そしてライフラインを守るスーパーやドラッグストア等で働く方々は緊急事態宣言が発出された後、現在そしてこれからも仕事をストップさせるわけにはいかないため、感染の不安を抱えながら私たちの生活を担ってくれています。私たち福祉教育常任委員会では医療従事者や高齢者施設などで働く方たちへの支援だけでなく、エッセンシャルワーカーと呼ばれる方たちへの、広い支援が必要だとの意見が出され検討してきました。委員会からの町民などの声では「医療従事者の方は、家に帰れば家族に感染する恐れがあるからアパートを借りている」「訪問介護職員の方は高齢者宅訪問は、熱がないことを確認してから訪問と言われているが、熱を測ることもままならない高齢者がいる、訪問しからの体温チェックです」「日常的に職員が足りないのに感染が不安で辞めていく職員もいる」の声。町内のスーパーでのレジの方は「マスクが店頭になくなったところお客さんから『お前のしているマスクをよこせ』と言われて怖い思いをした」とか長距

離運転手をされている方は、仕事だから県外へ行かなければならないが、近所のうわさになっているから仕事を辞めてくれと言われたり、等の声を委員会でお聞きしました。ウイルス感染への不安だけでなく、さまざまな不安や悩みを抱えて働いています。国では第2次補正予算で医療従事者に慰労金を支給すると発表されましたが、収束の見えない現状でより一層の幅広い支援が必要ではないかとの考えから、国に対してエッセンシャルワーカー個人への負担軽減としての支援を要望することとしました。またエッセンシャルワーカーやその家族が、いわれのない誹謗中傷を受け仕事を辞めざるを得なくなったり、子どもが学校で意地悪をされるなど人権に関わる問題も発生しています。人権擁護も最大の問題だと考えます。人権擁護の強化を求めることとしました。新型コロナウイルス感染症対策としての支援は、国の施策としてさまざまな分野さまざまな方法で今後行うべきと考えます。以上の理由から別紙意見書の採択を提案するものです。全議員の賛同をいただきますようお願いして趣旨説明といたします。

○議 長

ここで議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第5号朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第5号、エッセンシャルワーカーへの手厚い支援を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立11名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。日程第13、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提

出されました。お諮りします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 14、議員派遣についてを議題と致します。お諮り致します。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。日程第 15、議員提出議案の審議について、発議第 6 号、県立高校の第 2 期再編にあたっては、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の意見を十分に聞いてすすめるよう求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長

(発議第 6 号朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。小澤議員。

○小澤 (11 番)

私はただいまの県立高校の第 2 期再編にあたっては、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の意見を十分に聞いてすすめるよう求める意見書の提出について、反対の立場から討論いたします。最初に 3 月 24 日長野県教育委員会が公表した、県立高校再編整備計画 1 次案までの長野県教育委員会の取り組み状況を、振り返ってみたいと思います。長野県教育委員会は長野県の高校の将来像を具体的に描いていくための指針の案として、平成 30 年 3 月に高校改革、夢に挑戦する学び、実施方針(案)を策定し、それに対する意見・提案を旧通学区ごとに設置する「高校の将来像を考える地域の協議会」に委ねました。これを受け平成 30 年 3 月 15 日、上伊那 8 市町村により構成されている上伊那広域連合正副連合長会は、現在の旧 8 通学区、上伊那郡、伊那市、駒ヶ根市の中学校卒業生等の予測が、平成 29 年中学校の卒業生の予測ですけれど、

平成 29 年には 1,856 名いたのが、15 年後には予測として 1,372 名、約 480 名の減。また県立高校の募集学級数の予測では 29 年が 32 学級であったのが 15 年後には 23 学級、9 学級になるというような危機感を抱いて、上伊那地域における県立高校の将来像についてつめていくことが必要だとの考えのもと、上伊那地域における高校教育のあり方について長野県教育委員会に具申しております。その結果平成 30 年 6 月 4 日「第 1 回上伊那地域の高校の将来像を考える協議会」が発足しました。この協議会は平成 30 年 6 月 4 日の第 1 回会議から令和元年 8 月 23 日の 1 年数箇月の間に 9 回の会議が開催されました。原則これは公開された会議でありました。その間さまざまな経験とか経歴を有する方、高校の同窓会、校長先生、中学・高校の生徒会長らからの意見聴取、上伊那地域の住民からの上伊那地域の高校の将来像についての意見提案の募集、総合技術高校、総合学科高校への視察、そして平成 31 年 1 月には高校のある市町村でということだと思いますけれども、駒ヶ根市、伊那市、辰野町において地域懇談会が開催され、約 180 人の方が参加しております。また平成 31 年 3 月 28 日には現役の高校生と中学生による上伊那で学ぶ子どもたちが、この地域で何を学びたいのか、どんな学びの場を望むかについて考えデザインする機会とするため教育ドキュメンタリー映画の鑑賞と意見交換、意見発表が行われております。なおこの高校再編については、今回陳情書を提出された高校再編を考える上伊那の会による説明会も、辰野、駒ヶ根、伊那の 3 箇所で開催されております。このように多くの人の意見を検討する中、2019 年、令和元年 9 月 18 日上伊那地域の高校の将来像について意見提案として、長野県教育委員会に答申されております。この答申の最後にありますけれども、「最後になりますが、県教育委員会がこの意見提案を実現するすべての権限と責任を担っています。他地域に先駆けて『本協議会』、これは上伊那協議会のことですが、設置したのは可及的速やかに上伊那地域の県立高校に、『新たな学びの場』を設けてほしいという切実な願いからです。上伊那地域に望む学びを実現するため、地域社会も支援をしますので、その学びの場である『学校』運営に欠かせない教員の配置及び施設の設備の整備、そしてそのための予算が確保されることを強く望みます。また今後、県教育委員会が中心となり、地域住民や教員とともに各高校の状況や高校改革の進捗等について情報を共有しながら、意見交換をする機会を設けることを望みます。この意見提案が実を結び、上伊那地域及び長野県の子ども一人ひとりがより良い学びを得ることができるよう、関係各位のご理解と熱意あるご尽力を願います。まとめとします。」とあります。この

答申を参考に、令和元年3月24日長野県教育委員会定例会において、先ほどの討論にもありましたけれど、上伊那における高校の再編整備計画の第1次分案として、伊那北、伊那弥生が指名されました。そして公表の県教育委員会はそれぞれの地域に出向き、地元理解を得る場を設ける方向で最終調整を進め、5月実施の予定がコロナウイルスの影響で実施できず、上伊那の場合昨日の6月16日と22日そして7月にも追加して開催の予定ということを知りました。また中学校のPTAにも、これは昨日の意見の中から出たんですけど、PTAの皆さんにも説明会を開催していくと、やってほしいという要望に対しまして、可能なら実施していきたいというようなことも答えていただきました。従って意見書にいう住民に十分意見を聞く機会を設けることについては計画されているわけですから違っているのではないかと考えております。また少人数学級についても現在さまざまな点について研究が行われ、少人数学級については弊害があるというように言われてことも踏まえながら、実際に坂城高校で実践教育が実施されているということを知りました。従って意見に言うところの十分、少人数学級についても2番目にありますけれど、少人数学級についても十分検討するというふうに感じましたので、この意見書についてもちょっと間違っているのではないかと考えています。このようなことから意見書の提出には反対いたします。

○議長

はい。賛成の方の討論はありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第6、質疑ですか。山寺議員。

○山寺(6番)

この意見書のですね、3行目に総合学科高校と総合技術高校の設置が提案されて、辰野高校の商業科も再編の対象となっていますとありますが、これは一応総合技術高校は農業・工業・商業の一緒になった学校を作ると言っていますが、まだ県教委はどこの高校をということは名指しで言ってません。これは何の根拠を持って言われているのでしょうか。辰高ってことを。

○瀬戸(3番)

私、昨日の説明会も参加させていただきました。その中で県の方針としましては、今、山寺議員が発言されました総合技術高校を設置するというので、工業科・農業

科・商業科を一つにして総合技術高校というような提案がされております。その中で今、上伊那郡の高校の中で商業科を持っているのは赤穂高校と辰野高校です。この辰野町議会からの意見書ということで、この辰野高校もその商業科の部分がなくなるという意味での、この再編の対象という形でここに表記させていただきました。

○山 寺 (6 番)

まだ県教委の方からはっきりとしたその高校名は示されていないのに、ここの意見書にそれを明記するということはまずいんではないかと思えますけど。

○議 長

討論ですか、質疑。

○瀬 戸 (3 番)

すみません。私は、私たち提案のメンバーとしては、これは表記すべきではないかということで表記されております。はい、それは意見の相違だと思います、違いだと思います。

○議 長

はい、ほかにありませんか。質疑、討論を終結いたします。これより発議第 6 号、県立高校の第 2 期再編にあたっては、コロナ禍の中での拙速な決定を行わず、住民の意見を十分に聞いてすすめるよう求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(議場 起立 6 名)

○議 長

起立多数です。よって、発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

6 月 1 日に開会いたしました、第 4 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、31 議案すべてを原案通り承認、可決いただきまして感謝申し上げます。今議会一般質問では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ防災、保健福祉、産業振興、教育関連と多岐にわたる分野で、さまざまなご意見やご提言をいただきました。今後の対策と行政運営に活かしてまいりたいと思えます。答弁でもお話したとおり新型コロナウイ

ルスの感染拡大は、現在小康状態にあるものの、いつ次の波が起こるか予断を許さない状況が続いております。町としましては、事態の長期化、収束後の更なる経済不況なども考慮し、当面は国、県の支援策と連動し現時点で特に緊急支援を必要としている人、分野を対象としまして、重点的かつ集中的に支援してまいります。新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ国の第2次補正予算が6月12日に可決、成立いたしました。町としても改めて新型コロナウイルスが及ぼしている町内各分野への影響について実態を把握する機会を設け「がんばるみんなの緊急応援パッケージ」第3弾として皆様に寄り添った必要な支援を行い、新しい生活様式と社会の構築、地域経済の回復に全力を尽くしてまいります。手始めに6月19日には町内商工業者、飲食店、宿泊業などの代表の方との情報交換会を予定しております。議員各位におかれましては、それぞれのお立場で引き続きご支援、ご協力いただくことをお願い申し上げます。閉会にあたりましての挨拶と致します。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして6月1日に開会しました、令和2年第4回辰野町議会定例会を閉会と致します。17日間の長丁場、大変ご苦労様でした。

10. 閉会の時期

6月17日 午後0時14分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 8 番

署名議員 9 番